

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正の概要について

< 総則関係 >

- 建設住宅性能評価における躯体工事検査時期の明確化
 - ・ 4 階建以上の住宅における建設住宅性能評価の検査時期を明確化します。

< 「1 構造の安定に関すること」関係 >

- 1 - 1 ~ 4 薄板軽量形鋼造の構造基準の追加
 - ・ 薄板軽量形鋼を使用した住宅についての構造基準を位置付けます。
- 1 - 1 ~ 3 準耐力壁となる仕様の追加
 - ・ 2 階建以下の木造住宅の入り隅部について、準耐力壁とすることのできる仕様を追加します。
- 1 - 1 階段等の開口部に床倍率がないことの明確化
 - ・ 2 階建以下の木造住宅の床倍率を計算する際に、階段室の部分に床倍率がないことを明確化します。
- 1 - 5 地盤改良を行った場合の表示の明確化等
 - ・ 地盤改良を行っている場合には、改良後の地耐力（設計地耐力）を表示することを明確化します。また、地耐力の表示桁数を変更します。

< 「2 火災時の安全に関すること」関係 >

- 2 - 1 台所における煙式感知器の追加
 - ・ 台所等の感知器に煙式を追加します。

< 「3 劣化の軽減に関すること」関係 >

- 3 - 1 コンクリートの凍結融解対策の追加
 - ・ コンクリートの凍結融解対策について、現在の基準と同等の性能と認められる仕様を追加します。

< 「4 維持管理への配慮に関すること」関係 >

- 4 - 2 横主管を 1 F ピロティに設ける場合を位置付け
 - ・ 排水管等の共用横主管をピロティに設置する場合に対応します。

< 「9 高齢者等への配慮に関すること」関係 >

- 9 - 2 評価対象となる共用廊下の明確化
 - ・ 共用廊下のバリアフリーの基準について、記述を明確化します。

< 「10 防犯に関すること」関係 >

- 10 - 1 開口部の侵入防止対策の新規追加
 - ・ 開口部の侵入防止対策のため、侵入を防止する性能が確かめられた部品を開口部に使用している場合に、その旨を表示する項目を追加します。
 - ・ 侵入を防止する性能が確かめられた部品としては、国土交通省が警察庁及び民間団体等と共催している「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の防犯性能試験を通過した部品は、これに該当するものとします。
 - ・ 別紙 1 及び別紙 2 の例のように、住戸の開口部の区分ごとに、一定以上の規模の開口部のすべてに侵入を防止する性能が確かめられた部品を使用している場合、その旨を表示します。

なお、施行期日については、開口部の侵入防止対策の追加については平成 18 年 4 月 1 日とし、その他の事項は公布と同時にすることを予定しています。

10 防犯に関すること

10-1 開口部の侵入防止対策 評価書のイメージ

(戸建住宅)

	評価対象開口部の区分	評価
住戸の 出入口の 存する階 〔 階 〕	a 住戸の出入口	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外
	b 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下のもの(a に該当するものを除く。)	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし
	c a 及び b に掲げるものの以外のもの	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし
に掲げる階以外の階 〔 階 〕	a 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下のもの	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし
	b a に掲げるものの以外のもの	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし

開口部の区分ごとに、侵入を防止するための対策として該当するものを明示する。

階数が2 以上の場合は、 の各欄を適宜増やして対応する。

評価対象となる開口部：有効開口が、(1) 400mm×250mm の長方形、(2) 400×300mm の楕円形、(3) 直径が350mm の円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。

バルコニー等：バルコニー、屋上その他これらに類するもの。

(共同住宅等)

例 1 (建物出入口のある階の住戸)

	評価対象開口部の区分	評価
建物出入口の存する階の住戸	a 住戸の出入口	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外
	b 地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下のもの(a に該当するものを除く。)	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし
	c a 及び b に掲げるものの以外のもの	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし

例 2 (建物出入口のない階の住戸)

	評価対象開口部の区分	評価
に掲げる階以外の階の住戸	a 住戸の出入口	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外
	b 共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2 m以下、かつ、共用廊下又は共用階段の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下のもの(a に該当するものを除く。)	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし
	c 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下のもの(a 又は b に該当するものを除く。)	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし
	d a から c までに掲げるものの以外のもの	☐ 左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる ☐ 上記以外 ☐ 該当する開口部なし

開口部の区分ごとに、侵入を防止するための対策として該当するものを明示する。

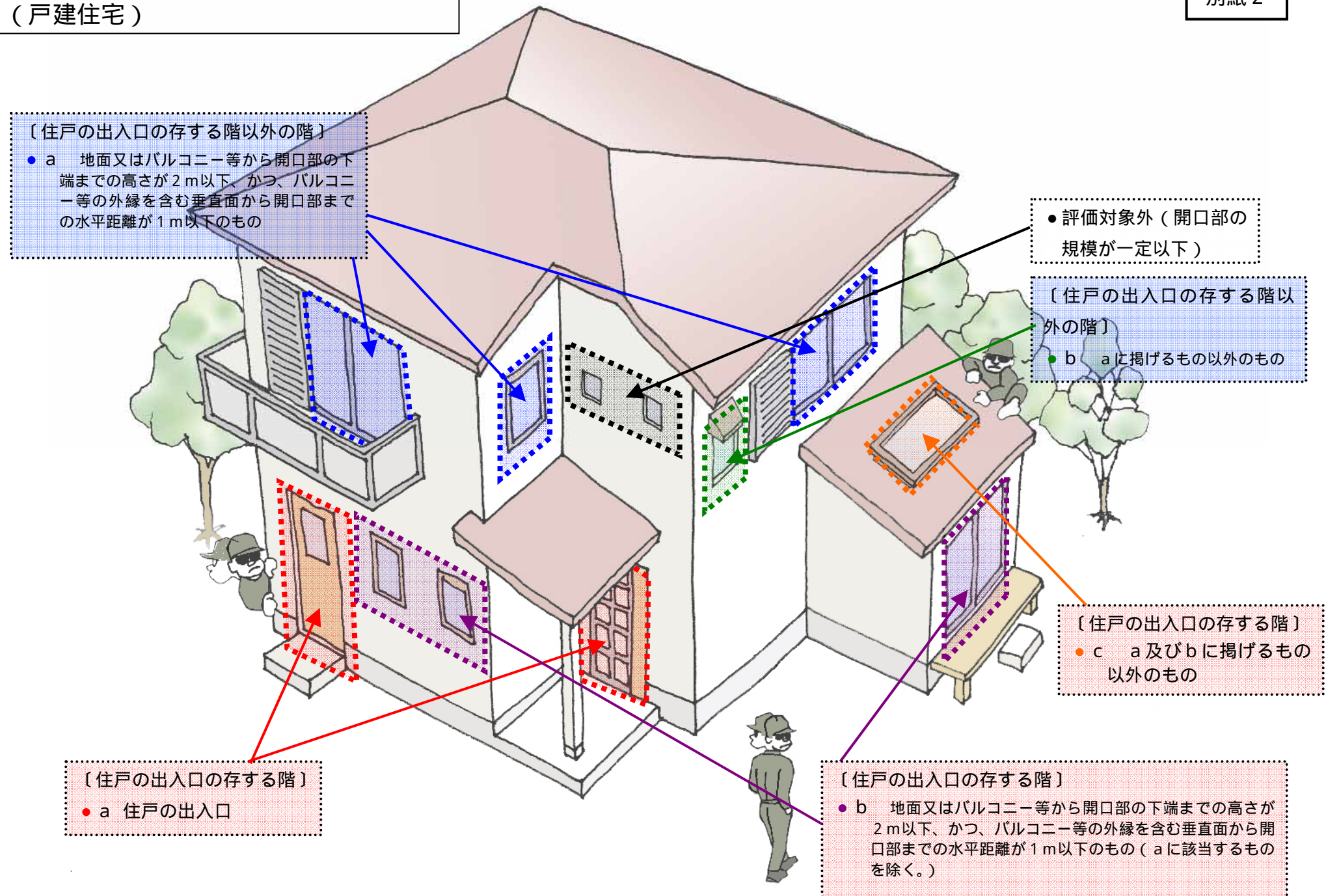
メゾネットタイプ等で階数が2 以上の場合は、 の各欄を適宜連結して階ごとに評価する。

評価対象となる開口部：有効開口が、(1) 400mm×250mm の長方形、(2) 400×300mm の楕円形、(3) 直径が350mm の円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。

バルコニー等：バルコニー、屋上その他これらに類するもの。

■ 防犯に関する性能表示事項 イラスト
(戸建住宅)

別紙 2

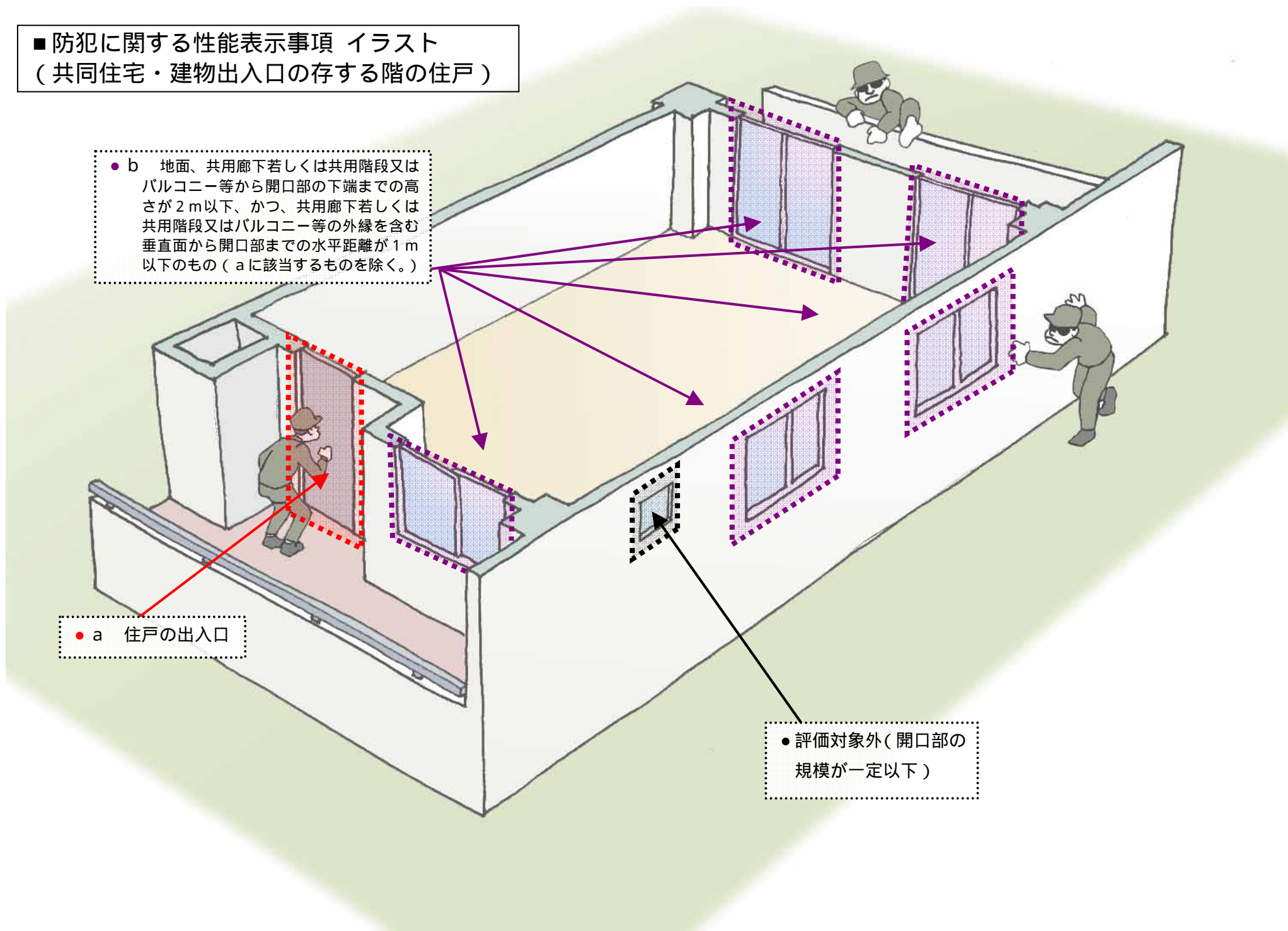


■ 防犯に関する性能表示事項 イラスト
(共同住宅・建物出入口の存する階の住戸)

- b 地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下のもの(a に該当するものを除く。)

- a 住戸の出入口

- 評価対象外(開口部の規模が一定以下)



■ 防犯に関する性能表示事項 イラスト
(共同住宅・建物出入口の存する階以外の階の住戸)

